

市ホームページ広告表現ガイドライン

(趣旨)

第1条 このガイドラインは、相模原市ホームページに民間事業者等のバナー広告を掲載するにあたり、その広告表現について、相模原市ホームページ広告掲載取扱要綱に規定する事項のほか、ページデザイン及びユーザビリティを保持するために、広告表現について必要な事項を定めるものとする。

(禁止表現)

第2条 次の表現を含んだバナー広告は、ユーザーの意思に反した動きをしたり、ユーザーに誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク
- (3) ラジオボタン
- (4) テキストボックス(入力できるように見えるもの)
- (5) プルダウンメニュー(下に選択肢があるように見えるもの)

(GIFアニメ)

第3条 GIFアニメ及びFLASHを用いる表現は禁止とする。

(市ホームページとの区別)

第4条 次の表現については、ユーザーが市ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同する恐れがあるため、禁止とする。

- (1) 市ホームページと類似の色調及び字体を使用するもの。
- (2) 「法律相談」など市政を連想させる分野において一般的な表現を用いるなど、ユーザーが相模原市の事業であると誤認しやすいもの。

(色調)

第5条 文字色と背景色のコントラスト(明度差)は十分にとり、また、背景に模様のある画面や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするように配慮しなければならない。

(解像度)

第6条 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

附 則

このガイドラインは、平成17年3月1日から施行する。